

我が国の電波の使用状況(整理基準)

- (1) 本資料は、電波法において「電波」と定義されている3000GHz以下の電波について、我が国における周波数帯ごとの使用状況[※]を図示したものです。(令和2年3月1日時点)
- (2) 各周波数帯において複数の用途がある場合は、代表的なものを記載しています。また、多段になっているものは、それらの用途で周波数を共用していることを示しています。
- (3) 白抜きとなっている周波数帯において記載されている用途は、現在割当てではないものの、無線通信規則又は周波数割当計画において特定されているもの、あるいは将来割り当てることを予定しているものを示しています。
- (4) 各周波数帯に記載のない用途であっても、実験試験局等の個別の無線局への周波数の割当てがあります。
- (5) なお、周波数の割当てに関して総務省が法令に基づき作成して公開している資料は、以下のとおりです。

- ① 周波数割当計画 ……無線通信の業務別、無線局の目的等別に割り当てることが可能な周波数を示す表(総務省告示第471号(平成24年12月25日))。
 総務本省及び各総合通信局で閲覧できるほか、インターネットによる入手も可能。
 URLは<http://www.tele.soumu.go.jp/search/share/index.htm>
- ② 電波法関係審査基準 …無線局免許申請を審査する際の基準であり、局種ごとに各用途に対して割り当てることが可能な周波数を記載。
 総務本省及び各総合通信局で閲覧可能。

※ 電波天文は、周波数割当計画の国内分配(二次業務を除く)に基づき表示している。

3000kHz以下

